

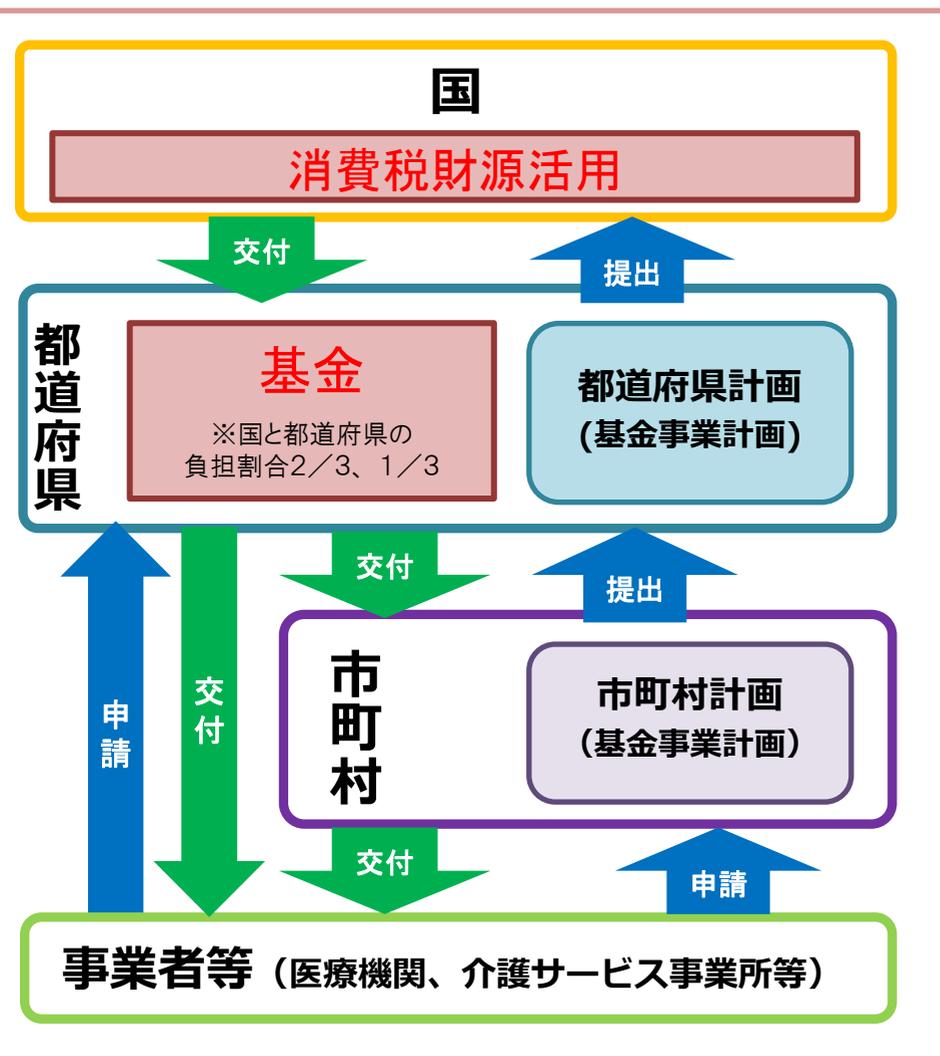
地域医療介護総合確保基金の 都道府県計画について

平成28年3月8日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

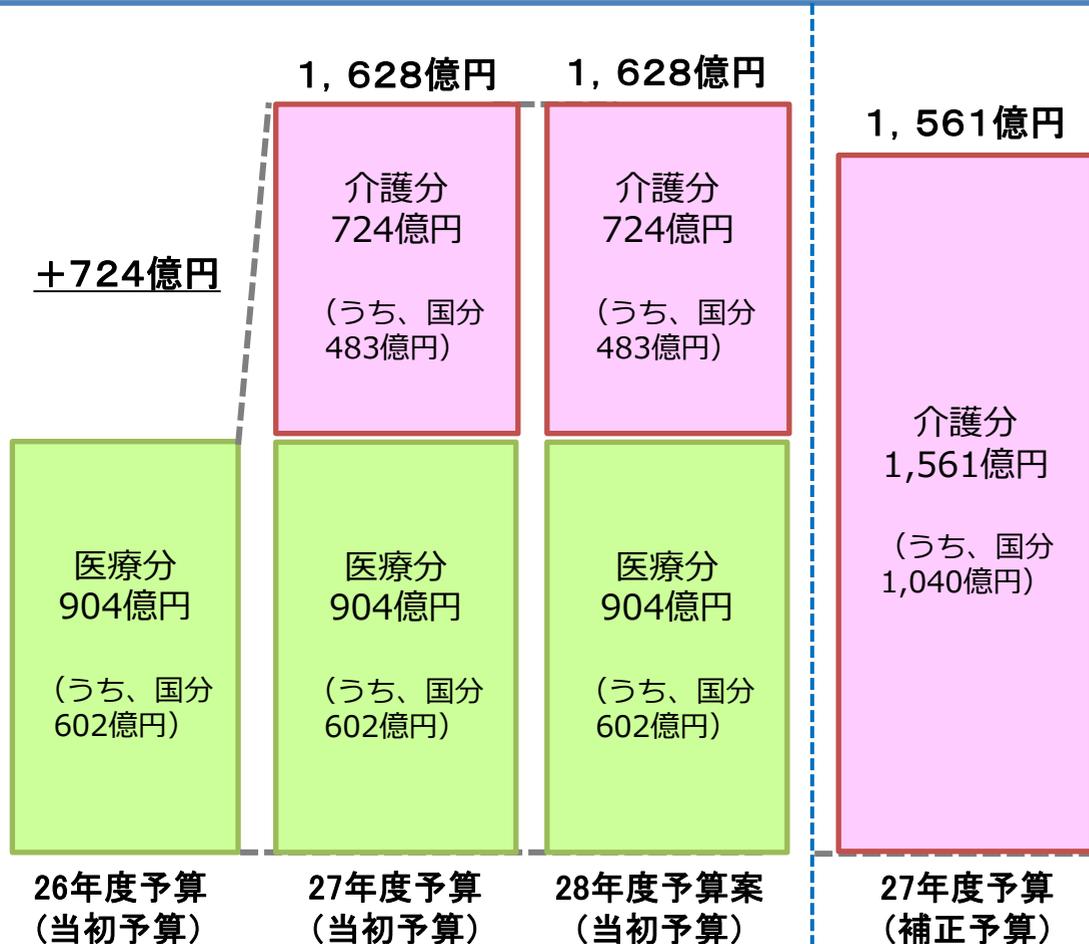
地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算及び平成28年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算は、公費ベースで1,561億円（うち、国分1,040億円）
- 地域医療介護総合確保基金の平成28年度予算案は、公費ベースで1,628億円（医療分904億円（うち、国分602億円）、介護分724億円（うち、国分483億円））

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（※）
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業（※）
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業（※）
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

今後のスケジュール(案)

【平成27年度補正予算(介護分)】

28年3月 都道府県へ交付

【平成28年度当初予算(医療分及び介護分)】

28年1月～ (※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施)

3月～ 国による都道府県ヒアリング実施

予算成立後 基金の交付要綱等の発出

5月 都道府県へ内示(※都道府県計画提出)

(注)このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更があり得る。

医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画（概要）

○ 都道府県は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（都道府県計画）を策定できる。

※ 都道府県計画に記載された事業を実施する場合には、地域医療介護総合確保基金を造成・活用できる。なお、基金を活用する場合には、都道府県は、各年度に事業ごとの実施状況を把握し、点検するとともに、事後評価を実施する。

※ 都道府県計画の策定にあたっては、医療計画、都道府県介護保険事業支援計画等との整合性を確保するとともに、都道府県及び市町村の関係部局相互間の連携（市町村計画との調整を含む）、関係者の意見を反映させる仕組みを整備することが重要。

《都道府県計画の記載事項等》

1 医療介護総合確保区域

- 医療介護総合確保区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件並びに医療機関の施設及び設備並びに介護施設等の整備の状況その他の条件から見て医療と介護の総合的な確保の促進を図るべき区域。
- 二次医療圏、老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえ設定。

2 医療と介護の総合的な確保に関する目標・計画期間

(1) 目標の設定

- 都道府県医療介護総合確保区域ごとの当該区域を単位とする。
- データに基づく地域の医療・介護ニーズや医療・介護資源に関する現状分析、将来予測等を行い、医療と介護の総合的な確保に関する目標を設定。
- 医療と介護の基盤整備計画との整合性の確保、できる限り定量的な目標を設定。

(2) 計画期間

- 原則として1年間。（※個別の事業は実施期間を複数年とすることも可）

3 事業の内容、費用の額等

- (1) 事業の内容、期間
- (2) 事業に要する費用の額

4 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取等の状況

関係者からの意見聴取の状況等、当該関係者等の意見を反映させるために講じた措置の具体的内容を記載。

(2) 事後評価の方法

計画で設定した目標の達成状況、事業の実施状況に係る事後評価の方法を記載。

5 事後評価の記載事項

都道府県計画の以下の事項について、事後評価を記載。

(1) 事後評価のプロセス

「事後評価の方法」の実行の有無、審議会等で指摘された主な内容を記載。

(2) 目標の達成状況

計画で設定した目標の達成状況、目標が未達成の場合には改善の方向性を記載。

(3) 事業の実施状況

計画で設定した事業の実施状況を事業の有効性、効率性の観点等から記載。

都道府県計画策定にあたっての基本事項

1. 都道府県と市町村の関係部局間で連携すること

- 保健・医療部局と介護・福祉部局の**緊密な連携体制を整備**すること。
- 在宅医療・介護の推進にあたっては、都道府県の保健・医療部局と介護・福祉担当部局と、市町村の介護・福祉部局とが連携した計画を策定すること（※都道府県（保健所を含む）による市町村に対する積極的な後方支援等が重要）。

2. 関係者の意見を反映させるとともに、基金事業に関する公正性と透明性を確保すること

- 公正性及び中立性を確保するため、**関係者から十分に意見を聴取**する等、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。その際、**地域住民等に丁寧な説明を行う**等の配慮をすること。
- 会議や議事録の公開等により**決定プロセスの透明性を確保**するとともに、事業主体間の公平性を確保し、適正かつ公正に行うこと。

3. 市町村計画との整合性を確保すること

- 毎年度、**市町村から要望を聴取**するとともに、**市町村計画を調整・とりまとめ**て計画を策定すること。
- 市町村計画作成のための**必要な支援・助言**を行い、都道府県計画との**事業の調整**を行うこと。

4. 医療計画や介護保険事業支援計画等との整合性を確保すること

- **医療計画と介護保険事業支援計画との考え方の整合性を確保**するとともに、地域福祉計画、医療費適正化計画、健康増進計画等との調和を図ること。

5. 計画を公表すること

- 計画を作成・変更した場合、厚生労働大臣へ提出。**速やかに公表**に努めること。

都道府県計画等の作成に係る手順（例）

作成手順	具体的な手順内容
① 準備・検討 ○計画作成の体制準備 ↓ ○地域医療・介護の現状分析	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>【都道府県・市町村】 計画作成するための保健・医療担当部局と介護・福祉担当部局の連携による体制の整備を行う</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>【都道府県・市町村】 地域医療・介護の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討を行う</p> </div> </div>
② 都道府県計画（案）の作成 ○医療と介護に関する各計画との整合性を図り、目標等を設定 ↓ ○市町村による関係者への意見聴取 ↓ ○市町村の要望等を踏まえ、計画（案）に盛り込む事業を検討 ↓ ○都道府県による関係者への意見聴取 ↓ ○計画（案）の作成	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 70%;"> <p>【都道府県・市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象地域における医療提供体制の再構築や地域包括ケアシステムの構築等を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価 新たに計画する事業に係る指標及び定量的な目標、事業の優先順位 医療計画(地域医療構想を含む)又は市町村介護保険事業計画若しくは都道府県介護保険事業支援計画における目標等との整合性の確保等について確認・検討する </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 25%;"> <p>【市町村】 市町村計画を作成する場合、<u>医師会など地域の関係者への意見の聴取</u>を行い、都道府県への提出を行う</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 25%;"> <p>【都道府県】 市町村から要望の聴取を行うとともに、市町村計画（案）における事業を調整し、都道府県計画（案）へ盛り込む事業の検討を行う</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 25%;"> <p>【都道府県】 都道府県計画(案)に関する<u>医師会など地域の関係者への意見の聴取</u>を行う</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 25%;"> <p>【都道府県】 これまでの検討を踏まえ、<u>都道府県計画(案)の作成</u>を行う（必要に応じ、厚生労働省との意見交換）</p> </div> </div>
③ 都道府県計画の提出 ○計画（案）の提出 ↓ ○国からの交付額の内示 ↓ ○市町村へ交付額の内示 ↓ ○計画の提出	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p>【都道府県】 厚生労働省へ都道府県計画（案）を提出</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p>【国】 都道府県へ交付額の内示</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p>【都道府県】 市町村への交付額の内示（市町村は、市町村計画を作成する場合には、市町村計画の決定、都道府県への提出を行う。）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>【都道府県】 都道府県計画の決定、厚生労働省への提出</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> </div>

※上記は27年度通知に基づいたものであり、28年度は変更がありうる。

都道府県計画の事後評価にあたっての主な留意事項

この基金は消費税財源を活用しているため、都道府県が事後評価を実施するにあたっては、以下の**3つの視点に基づき記載**することとなっており、**各都道府県における審議会等で御議論**いただくとともに、**次の計画に適切に反映**させることが必要。

①事後評価のプロセス（事後評価の方法に基づき、適正な手続きによって実施されているかを記載）

- 基金を活用した事業は地域の実情に応じた取組であるため、事後評価にあたっては、各都道府県における審議会等における審議を経ることが事業の適正な実施等のために重要。
- 事後評価の実施にあたっては**審議会等で指摘された主な内容を適切に記載**いただきたい。なお、業務効率化の観点から、審議会等の議事概要の添付を行うことでも差し支えない。

②目標の達成状況（できる限り定量的に記載するとともに、目標未達成の場合には、原因等に対する見解と改善の方向性を記載）

- 「目標の達成状況」について、この基金が「**国民の視点に立って、どのように活用され、どのようなことが改善されたのか**」ということが明確にわかるように記載いただきたい。
- 目標が未達成の場合には、以下の点に留意しながら記載いただきたい。
 - ・ 「原因等に対する見解」…評価時点の事業の実態（**状況・事実等**）を**正しく把握**して記載。
 - ・ 「改善の方向性」…事業の**目的に基づいた行動**がとれていたか、**どうすれば改善できるのか**等の視点で分析した結果を記載。

③事業の実施状況（①事業の達成状況、②有効性、③効率性、④特段評価すべき点や事業の改善点等について記載）

- 「事業の達成状況」について、この基金が「**国民の視点に立って、どのように活用され、どのようなことが改善されたのか**」ということが明確にわかるように記載いただきたい。
 - 特に、**実施した事業によって実現できた結果（アウトプット）を定量的に記載**するとともに、その事業により、**国民にとってどのようなことが改善されたのか（アウトカム）**を記載すること。なお、この点についてもできる限り定量的な数値を示しながら記載することが望ましい。
 - （例）在宅支援診療所が〇〇市において2カ所整備され、●●人の患者等が在宅で医療を受けられる環境整備が進んだ。
- 特段評価すべき視点とは、基金を活用して**県独自の事業**を実施している、**事業実施手法の工夫**により特に効果が上がっている事業がある等の記載を指しており、**積極的に記載**するよう努めていただきたい。